

「学校カウンセラー」資格認定の案内

日本学校教育相談学会 認定委員会

1. あなたも資格をお取りになりませんか

本学会の「学校カウンセラー」の資格認定は二つの目的をもっています。

第一は、学校教育相談の専門家としての資格をもち、学校内の中核的な存在になっていただくことです。これまで「スクールカウンセラー派遣事業」という名称で学校内に臨床心理の専門家が配置されてきました。しかし、学校現場の声を反映できる生徒指導・教育相談の実現には、子どもたちと共にある先生方に期待するところが大きいと考えます。その中心を担っていかうとするのが本学会の資格認定の主旨です。スクールカウンセリング推進協議会の統一資格として「ガイダンスカウンセラー」の認定も始まりましたが、「学校カウンセラー」はその基礎資格の一つです。

第二は、豊富な実践や実績を残して退職された学会員が、その経験を学校の内外で生かすためには資格を取得していることが有利に働くと思われるからです。例えば、教育委員会の嘱託相談員をはじめスクールアドバイザー・さわやか相談員・こころの教室相談員等いろいろな形で学校を外から支援することができるし、皆様の自己実現とともにライフワークとして資格の取得を目指していただきたいものです。

本事業発足以来、1000名以上の方々が資格を取得しそれぞれの場で活躍されていますが、自信をもって子どもたちや保護者と接するために資格を取得されることをお勧めします。

次に、認定申請のために必要なことを簡単に説明します。

2. 認定申請の条件

*学校カウンセラーの認定を受けようとする場合、次の基礎条件を充たしている必要があります。

- (1) 本学会の会員として3年以上所属していること。(3年間会費を納めていること)
- (2) 教職経験(指導主事を含む)を10年以上有すること。

教職経験のない方は学校教育相談に関わる業務経験を10年以上有すること。1年は、週に2日以上の実務を通年継続した場合が目安になります。疑問の場合は認定委員会事務局にお尋ねください。

- (3) 教育相談係(またはそれに準ずるもの、例えば生徒指導主事・養護教諭等)として5年以上の経験を有すること。教職経験のない方は(2)の具体的内容を記載してください。

*基礎条件を充たしていたら次に必要な内容を確認し、資料を用意してください。

- (4) 教育相談の実績があること(相談事例があり、学校等で教育相談の実践を積んでいること)

実績には発表(事例研究会)やクラス経営の教育相談的实践や保護者・地域への啓蒙など幅広くありますが、校内・校外を問わず実践発表の記録・資料を提出してください。事例研究会は校内のものも認めています。いずれの場合も証明資料が必要で、5例以上の実績が必要です。

- (5) 研究発表の実績

本学会研究大会・都道府県や政令指定都市以上の研究会または他学会の全国規模の研究会等で、申請5年以内に1回以上口頭発表または論文による発表があること。申請年度に予定がある場合は、面接審査までにその内容と資料を認定委員会事務局に送ってください。

- (6) 学校カウンセラーにふさわしい研修を受けていて、本人受講の修了証があること。

本学会の研修カリキュラムにもとづく研修は修了証に示してありますが、他学会・教育委員会等の研修については下記のように分類し、本人の修了証を添付すること。教員になってからの大学院等の

内地留学は、各単位の取得証明書があればそれに替えることができます。

- ◆学校教育相談に関する理論 (1回120分程度の研修を8種類以上)
- ◆心理臨床に関する理論 (1回120分程度の研修を8種類以上)
- ◆学校教育相談の技法に関する理論と演習 (1回120分程度の研修を8種類以上)

(7) 学校カウンセラーにふさわしい見識・人柄をもっていること。

校内や相談機関で他の教職員と連携を保ち、学校教育相談業務を遂行できる人物であることを確認するため、本学会では学校カウンセラーの認定にあたって、面接審査を行うことが特徴です。「人と人とのかかわり」に関する資格では面接審査は欠かせないと考えているからです。ロールプレイばかりでなく、学校教育相談についてのお考え・知識・実践状況・研究成果などを聞かせていただくのが目的です。面接時間は30分程度です。

*添付資料は、確認し審査終了後返送します。多くなりすぎないよう・申請書類と資料が比較しやすいよう整理して認定委員会事務局に送付してください。

3、認定の手順

(1) 認定申請書類及び「認定の手引き」の請求

本学会のホームページからダウンロードできます。また認定委員会事務局宛に認定申請書類一式を郵便か FAX で請求していただければ郵送します。(いずれも郵送料込み1000円・切手可)

電話での申し込みは間違いが生じやすいので、お断りしています。

(2) 認定申請書類の提出

「認定の手引き」を参考にして、申請書類に必要事項を記載し、直接認定委員会事務局に申請してください。記載が不備ですと確認・点検に時間がかかり不利になります。よく手引きを読み、不明の点は認定委員会事務局まで遠慮なくお問い合わせください。認定申請の締め切りは、毎年9月半ばを目途にしています。

(3) 認定審査料の振り込み

認定には、審査(書類審査・面接審査)のための費用が必要ですので、認定審査料として申請時に20,000円を振り込んでください。

認定作業が始まってから基礎資格が不足していることが判明しても認定審査料は返却できませんので、提出前によくお確かめください。

(4) 認定審査と認定の決定

審査は ①各支部の推薦審査 ②書類審査 ③面接審査によって行われます。

面接審査は、1月中旬から2月初旬までの土曜日か日曜日に、東京・関西・九州等で行われます。なるべく近いところになるよう配慮しますが、日時・会場は申請者ご本人に直接連絡しますので、特別な事情がある場合は可能な限り早く申し出てください。

認定委員会事務局

〒320-0857

宇都宮市鶴田 2-1-8 ムギンショウビル 2階 栃木県カウンセリングセンター内

電話 028-647-1717 FAX 028-649-1213 担当者 川上